

著作物複製利用許諾書（第 節）

<作成日(許諾日)>

公益社団法人日本複製権センター（以下「甲」という。）と

<契約者名>

（以下「乙」という。）は、

甲が管理する著作物の複写又は電磁的複製利用に関し、以下の条件により、乙に対し利用を許諾する。

記

1. 許諾期間 <202 年 4 月 1 日～202 年 3 月 31 日>

2. 許諾対象の利用場所 乙の日本国内における全事業所に限る。
(事業所を特定する場合は、下記に記入する。)

3. 使用料算定方式

内容	単価	人数 (または台数)	使用料	消費税
<算定コード>				
小計				

4. オプション

内容	人数 (または台数)	使用料	消費税
複数口契約特例オプション ※該当者のみ表示			
デジタル著作物オプション ※該当者のみ表示			
小計			

5. 支払額の算定

_____円（消費税込）

6. 使用料の支払

乙は、請求日から原則 30 日以内に甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。

7. 複製利用許諾

甲は、乙に対し、甲が管理する著作物及び権利について、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程（以下「使用料規程」という。）」の条件に従い、本許諾期間中、使用料規程第 1 節第 1 項の範囲で、甲の管理著作物を複製利用することを許諾する。

許諾期間中のいずれかの年度中に使用料規程が改定され発効する場合には、改定後の使用料規程をその施行日から本許諾に適用する。

8. 複製実態調査の実施

乙は甲の要請に応じて、甲の実施する著作権者等への使用料分配のための複製実態調査に協力するものとする。

9. 守秘義務

甲及び乙は、裁判手続等で必要とされる場合を除き、本許諾により知り得た情報を第三者に開示しない。

10. 異議の処理

本許諾の内容に関し、いずれかの著作権者から異議の申し立てがあったときは、甲乙協議して誠意をもって解決に努力する。

11. 許諾の解除

甲又は乙が本許諾に違反したときは、相手方はただちに本許諾を解除することができる。なお、本許諾が解除された場合であっても、甲は乙に対し、受領済みの使用料を一切返金しないものとする。

12. 許諾に関する協議

本許諾の条項について疑義を生じた場合、又は本許諾に定めのない事態が生じた場合には、甲及び乙は、誠意を持って協議のうえ解決するものとする。

13. 管轄裁判所

本許諾に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。